

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなし、この告示の適用の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和五年七月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表のように改正する。

改正後	<p>第四条の六 則第二十四条の二第三項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第六号の十三とする。</p>
改正前	<p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

様式第一号（裏面）を次のように改める。

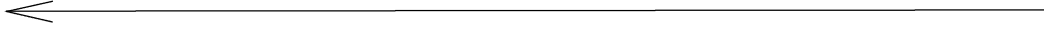


様式第1号（裏面）

【注意】

- 1 B欄及びC欄の(イ)には計画の始期から当該計画の始期が属する年度の末日までの状況について、(ロ)には(イ)に記載した年度の次年度当初から計画の終期までの状況について記載すること。あわせて、(イ)及びD欄の()内には、それぞれ該当する年度を記入すること。
- 2 ③欄には、当該機関に常時勤務する職員の全数を記載すること。ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。
- 2-2 ③欄、④欄、⑥欄及びD欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 3 ④欄には、③欄の数から障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。ただし、短時間勤務職員0.5人とみなして算定すること。
- 4 「計画の基礎」の⑤欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報告書」表面の「⑧適用される除外率」欄に記載した数値をそのまま記載すること。(イ)及びD欄の⑥欄にも同じ数を記載すること。
- 5 ⑥欄には、④欄の数に⑤欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を④欄の数から控除した数を記載すること。(イ)及びD欄の⑥欄にも同じ数を記載すること。以下この6において同じ。）については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員（特定短時間勤務職員を除く。以下この6において同じ。）、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である職員、精神障害者である職員又は精神障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員1人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員又は重度身体障害者、重度知的障害者若しくは精神障害者である特定短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員0.5人とみなして算定すること。
- 7 「計画の基礎」の③欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報告書」表面の①と②の欄の数が、④欄には当該通報告書の①と②の欄の数を減じた数が、⑤欄には当該通報告書の「⑧適用される除外率」欄の数が、⑥欄には当該通報告書の「⑨法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」欄の数が、⑦欄には当該通報告書の「⑩障害者計」欄の数が、それぞれ記載されることとなること。
- 8 ⑦欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑧欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑨欄には、⑥欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑦欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 11 ⑩欄には、令第3条第3項に規定する任命権者において厚生労働大臣と協議して決定した組織の区分を記載し、その他の任命権者においては組織の区分をしないこと。
- 12 ⑪欄には、欠員補充又は増員のために採用を予定する職員の数を記載すること。この場合において、欠員補充については、過去の実績に基づいて算定し、増減員については、それぞれの組織において確実に増減員が見込まれるもののみを算定すること。
- 13 ⑫欄及び⑬欄については、令第3条第3項に規定する任命権者は、⑤欄において増減を見込んだ場合であって、この増減分が組織ごとに確定することできないときは、組織ごとに区分せず、合計欄においてその分を加減して記載すること。
- 14 B欄の「採用予定数」の④欄とC欄の⑩欄の計、B欄の「採用予定数」の⑦欄とC欄の⑫欄の計はそれぞれ一致するものであること。
- 15 その他特記事項がある場合はD欄に記載すること。

様式第一号の二を次のように改める。

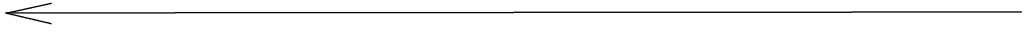


様式第1号の2 (裏面)

〔注設〕

- 1 B欄及びC欄の(イ)には計画の始期から当該計画の始期が属する年度の末日までの状況について、(ロ)には(イ)に記載した年度の次年度当初から当該年度の末日までの状況について、(ハ)には(ロ)に記載した年度の次年度当初から計画の終期までの状況について記載すること。あわせて、(イ)～(ハ)の内には、それぞれ該当する年度を記入すること。
- 2 ③欄には、当該機関に常時勤務する職員の数に記載すること。ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。
- 2-2 ③欄、④欄、⑥欄及び⑦欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 3 ④欄には、③欄の数から障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(以下「令」という。)別表第1に掲げる職員の数を控除した数に記載すること。ただし、短時間勤務職員については、1人につき職員0.5人とみなして算定すること。
- 4 「計画の基礎」の⑤欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報書」表面の「⑧適用される除外率」欄に記載した数値をそのまま記載すること。(イ)～(ハ)の⑤欄にも同じ数を記載すること。
- 5 ⑥欄には、④欄の数に⑤欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を④欄の数から控除した数に記載すること。⑥欄の数から控除した数に記載すること。
- 6 「計画の基礎」の⑦欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員(短時間勤務職員を除く。以下この6において同じ。)については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員(特定短時間勤務職員を除く。以下この6において同じ。)、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である職員又は精神障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である特定短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員0.5人とみなして算定すること。
- 7 「計画の基礎」の⑧欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報書」表面の①c欄の数から②f欄の数を減じた数が、⑤欄には当該通報書の「⑧適用される除外率」欄の数、⑥欄には当該通報書の「⑨法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」欄の数が、⑦欄には当該通報書の「⑩障害者計」欄の数、それぞれ記載されることとなること。
- 8 ⑦欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑧欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数に記載すること。
- 9 ⑧欄には、⑥欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑦欄の数を控除した数に記載すること。(小数点以下第1位まで記載すること。)
- 10 ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 11 ⑩欄には、令第3条第3項に規定する任命権者にあつては厚生労働大臣と協議して決定した組織の区分を記載し、その他の任命権者にあつては組織の区分をしないこと。
- 12 ⑪欄には、役員補充又は増員のために採用する職員の数を記載すること。この場合において、役員補充については、過去の実績に基づいて算定し、増減員については、それぞれの組織において確実に増減員が見込まれるもののみを算定すること。
- 13 ⑫欄及び⑬欄については、令第3条第3項に規定する任命権者は、⑥欄において増減を見込んだ場合であつて、この増減分が組織ごとに確定することのできないときは、組織ごとに区分せず、合計欄においてその分を加減して記載すること。
- 14 B欄の「採用予定数」の⑭欄とC欄の⑮欄の計はそれぞれ一致するものであること。
- 15 その他特記事項がある場合はD欄に記載すること。

様式第二号を次のように改める。



様式第2号 (裏面)

[注意]

- 1 ④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄並びに②(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 1-2 ③欄、④(ウ)、(エ)、(イ)、(ク)及び(カ)欄、⑨欄、⑩欄並びに②(ウ)、(エ)、(イ)、(ク)及び(カ)欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 2 6月1日現在の障害者採用計画実施状況を通報する場合には、③欄には同年6月1日現在で作成した「障害者任免状況通報書」の⑨欄の数が、④欄には当該「障害者任免状況通報書」の④欄の数が、⑤欄から⑦欄までは当該「障害者任免状況通報書」の⑩欄から⑫欄までの数がそれぞれ記載されることとなること。「障害者採用計画通報書」において組織の区分をした機関にあつては当該通報書に記載した組織の区分をそのまま記載し、それ以外の機関にあつては組織の区分をしないこと。
- 3 ⑧欄には、「障害者採用計画通報書」において組織の区分をした機関にあつては当該通報書に記載した組織の区分をそのまま記載し、それ以外の機関にあつては組織の区分をしないこと。
- 4 ⑩欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員(短時間勤務職員を除く。以下この4において同じ。)については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員(特定短時間勤務職員を除く。以下この4において同じ。)、重度身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である職員、精神障害者である職員又は精神障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員1人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員又は重度身体障害者、重度知的障害者若しくは精神障害者である特定短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員0.5人とみなして算定すること。
- 5 ⑪欄及び⑫欄には、「障害者採用計画通報書」のCの「合計」欄の⑩欄及び⑫欄の数をそのまま記載することとなること。
- 6 ⑬欄から⑮欄までには、計画始期から本通報作成時までの間における現実の採用状況を記載すること。
- 7 ⑯(イ)、(ウ)及び(ク)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位までを記載すること。
- 8 ⑰欄には、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。
- 9 その他特記事項がある場合は、D欄に記載すること。

様式第二号の二を次のように改める。



障害者採用計画実施状況通報書(法定雇用率2.7%が適用される教育委員会用)

機関名

令和 年 月 日現在

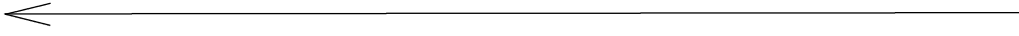
A 計画の始期及び終期	B 本通報作成時における在職状況													
	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員の数	① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	(1) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(2) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(3) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(4) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(5) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(6) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(7) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(8) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(9) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(10) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	(11) 重度身体障害者である特定期間勤務職員の数	③ 計
① 始期 令和 年 月 日														
② 終期 令和 年 月 日														
	⑤ 実雇用率 人	⑥ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 %												
C 計画始期から本通報作成時までの間における採用状況														
		D 備考												
採用計画実施率 $= \frac{d/c}{b/a} \times 100$														
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。														
令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県労働局長														
任命権者の官職及び氏名														
記入担当者														
所属部署名														
氏名														

様式第2号の2（裏面）

〔注意〕

- 1 ④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄並びに⑫(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 1-2 ③欄、④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄、⑨欄、⑩欄並びに⑫(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 2 6月1日現在の障害者採用計画実施状況を通報する場合には、③欄には同年6月1日現在で作成した「障害者任免状況通報書」の⑨欄の数が、④欄には当該「障害者任免状況通報書」の④欄の数が、⑤欄から⑦欄までは当該「障害者任免状況通報書」の⑩欄から⑫欄までの数がそれぞれ記載されることとなること。
- 3 ⑧欄には、「障害者採用計画通報書」において組織の区分をした機関にあっては当該通報書に記載した組織の区分をそのまま記載し、それ以外の機関にあっては組織の区分をしないこと。
- 4 ⑩欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員を除く。以下この4において同じ。）については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、重度身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である職員、精神障害者である職員を除く。以下この4において同じ。））、重度身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である職員、精神障害者である職員又は精神障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員1人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員又は重度身体障害者、重度知的障害者若しくは精神障害者である特定短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員0.5人とみなして算定すること。
- 5 ⑨欄及び⑩欄には、「障害者採用計画通報書」のCの「合計」欄の⑩欄及び⑫欄の数をそのまま記載することとなること。
- 6 ⑪欄から⑬欄までは、計画始期から本通報作成時までの間における現実の採用状況を記載すること。
- 7 ⑭(イ)、(ロ)及び(ハ)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位までを記載すること。
- 8 ⑭欄には、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。
- 9 その他特記事項がある場合は、D欄に記載すること。

様式第二号を次のように改める。



障害者任免状況通報書

(日本産業規格A14)

機関名

令和 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況		① 職員の数 (〔注〕2、3参照)		② 除外職員の数 (〔注〕3、4参照)		③ 旧除外職員の数 (〔注〕3、5参照)									
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)							
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人						
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 (〔注〕3、6参照)															
(k) 重度身体障害者 以外の身体障害者	(l) 重度身体障害者 である短時間勤務職員	(m) 重度身体障害者 以外の身体障害者 である短時間勤務職員	(n) 重度身体障害者 である特定短時間勤務職員	(o) 重度身体障害者 の総数 = (k×2)+l+m+n	(p) 重度知的障害者 以外の知的障害者 職員	(q) 重度知的障害者 である短時間勤務職員	(r) 重度知的障害者 以外の知的障害者 職員	(s) 重度知的障害者 である特定短時間勤務職員	(t) 知的障害者の総数 = (r×2)+q+s	(u) 精神障害者 である短時間勤務職員	(v) 精神障害者 である特定短時間勤務職員	(w) 精神障害者の総数 = u+v+(v×0.5)			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
B 上記に基づく計算															
⑤ 現在設定されている除外率 (〔注〕7参照)	⑥ 基準割合 = (3) / ((1) - (2) / (k)) × 100 (〔注〕8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 (〔注〕10参照)	⑧ 適用される除外率 (〔注〕11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 = (1) - (2) + ((1) - (2) / (k)) × (8) (〔注〕12参照)	⑩ 障害者計 = (4) + (5) + (6) + (7) (〔注〕13参照)	⑪ 実雇用率 = ((10) / (9)) × 100 (〔注〕14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならぬ身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 (〔注〕15参照)								
%	%	%	%	%	人	%	人	%	人						
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数															
視覚障害者 (第1号に該当する者)	区分		人数	区分		人数	区分		人数						
	視力障害	視野障害		上肢不自由	下肢不自由		心臓機能障害	じん臓機能障害		呼吸器機能障害					
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	平衡機能障害	人	身体不自由者 (第4号に該当する者)	移動機能障害	人	内部障害者 (第5号に該当する者)	ぼうこう又は直腸機能障害	人	小腸機能障害	人	免疫機能障害	人	肝臓機能障害	人
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
D 障害者雇用推進者															
役職名		氏名		E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL											
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。															
令和 年 月 日		厚生労働大臣 豊		任命権者の官職及び氏名		都道府県労働局長									

様式第3号 (裏面)

【注意】

- 1 二以上の障害を有する者については、いずれか一の障害のみについて記載すること。
- 2 ①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。
- 3 ①a欄、②d欄、③g欄並びに④(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の欄は、短時間勤務職員を除くこと。
- 3-2 ①b欄、②e欄、③h欄並びに④(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員を除くこと。
- 4 ②欄には、[参考1]に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 5 ③欄には、[参考2]に掲げる職種の属する職員の数を記載すること。
- 6 ④欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 7 ⑤欄には、直前に提出した障害者任免状況通報書の⑧欄「適用される除外率」に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入せず、A欄、Bの⑥欄から⑨欄まで及びC欄を記入すること。
- 8 ⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載すること。
- 9 ⑥欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。
- 10 ⑦欄には、[参考3]に従い、基準割合(⑥)に応じた除外率の数字を記入すること。基準割合が25%未満であるときは0とすること。
- 11 ⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上とどるときは⑦欄の数を、10以上とどらないときは⑤欄の数を記載すること(合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること)。
- 12 ⑨欄には、職員の数(①a)から除外職員数(②f)及び除外率相当職員数(①c-②f)×⑧、1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 13 ①c欄、②f欄、③h欄、④(イ)、(ロ)及び(ウ)欄並びに⑨欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ①欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ②欄には、⑩欄の数を⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

【参考1】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる職員

○警察官 ○皇宮護衛官 ○自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ○刑務官及び入国警備官 ○密輸入の取締りを職務とする者 ○麻薬取締官及び麻薬取締員 ○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校の学生及び生徒 ○消防吏員及び消防団員 ○在外公館(政府代表部を除く。)に勤務する外務公務員(令和6年12月31日までの間)

【参考2】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び船員である職員 ○裁判官、検察官、大学及び高等専門学校(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員 ○国会の衛兵 ○法廷の警備を職務とする者 ○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者 ○航空交通管制官 ○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師 ○小学校、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び幼稚園の教育職員 ○児童福祉施設において児童の介護、教養又は養育を職務とする者 ○動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣医さん又は種雑牛馬の飼養管理を職務とする者 ○航空機への搭乗を職務とする者 ○児童福祉車両、索道機器又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及び作業、レンタルカー、ロープウェイ)その他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 ○鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は随切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ○トビ作業、トンネル内の作業、いかだ渡し、潜水その他の高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 ○伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 ○建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者 ○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

【参考3】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
95%以上	75%	70%以上75%未満	50%	45%以上50%未満	25%
90%以上95%未満	70%	65%以上70%未満	45%	40%以上45%未満	20%
85%以上90%未満	65%	60%以上65%未満	40%	35%以上40%未満	15%
80%以上85%未満	60%	55%以上60%未満	35%	30%以上35%未満	10%
75%以上80%未満	55%	50%以上55%未満	30%	25%以上30%未満	5%

様式第五号の三を次のように改める。



法第41条の特例に係る国の機関の概要

令和 年 月 日現在

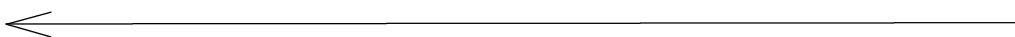
A 省庁の概要	① 機関の名称		② 任命権者の官職		
B 外局等の概要	③ 機関の名称		④ 任命権者の官職		
	⑤ ③の機関が①の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項				
C 除外率の設定等	⑥ 省庁及び外局等の除外職員総数	(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く)	(ロ) 短時間勤務職員の数	(ハ) 職員の数[⑥のイ+(⑥のロ×0.5)]	
		人	人	人	
	⑦ 省庁及び外局等の旧除外職員総数	(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く)	(ロ) 短時間勤務職員の数	(ハ) 職員の数[⑦のイ+(⑦のロ×0.5)]	
人		人	人		
⑧ 基準割合	%		⑨ 特例の認定後に適用される除外率		%
D 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の採用状況	⑩ 職員の数	(イ) 常時勤務する職員の数(短時間勤務職員を除く)	省庁	外局等	合計
			人	人	人
		(ロ) 短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ハ) 職員の総数[⑩のイ+(⑩のロ×0.5)]	人	人	人
		(ニ) 除外職員を除く職員の数	人	人	人
		(ホ) 除外率	%	%	%
	⑪ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	(イ) 重度身体障害者の数	人	人	人
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人
		(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ヘ) 身体障害者の数 [(⑪のイ×2)+⑪のロ+⑪のハ+((⑪のニ+⑪のホ)×0.5)]	人	人	人
		(ト) 重度知的障害者の数	人	人	人
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人
		(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ス) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人
		(セ) 知的障害者の数 [(⑪のト×2)+⑪のチ+⑪のリ+((⑪のス+⑪のル)×0.5)]	人	人	人
		(ワ) 精神障害者の数	人	人	人
		(カ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
(コ) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人		
(ケ) 精神障害者の数 [⑪のワ+⑪のカ+(⑪のヨ×0.5)]	人	人	人		
⑫ 計 [⑩のヘ+⑪のワ+⑪のタ]	人	人	人		
⑬ 実雇用率 (⑫/⑩のヘ×100)	%		%	%	
⑭ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数[(⑩のヘ×法定雇用率)-⑫]	人	人	人		

様式第5号の3（裏面）

〔注意〕

- 1 ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第41条の特例の承認を申請する省庁（内閣府設置法第49条第1項に規定する機関又は国家行政組織法第3条第2項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 2 ③欄には、①欄の省庁の外局等（内閣府設置法第49条第2項に規定する機関、国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会若しくは庁又は同法第8条の3に規定する特別の機関をいう。以下同じ。）であって、①欄の省庁とともに法第41条の特例の承認を申請する機関の名称を記載すること。
なお、①欄の省庁に複数の外局等があり、これらについて同時に特例承認の申請を行う場合は、B欄及びD欄の外局等にかかる欄については、各外局ごとの内訳を記載すること（3つの外局について承認の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。
- 3 ⑤欄には、③欄の外局等が①欄の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項を記載すること。
- 4 ⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑩(イ)欄並びに⑪(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ヒ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 4-2 ⑥(ロ)欄、⑦(ロ)欄、⑩(ロ)欄並びに⑫(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄には、法第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 4-3 ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑩(ハ)、(ニ)及び(ヘ)欄、⑪(ハ)、(ケ)及び(ク)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 5 ⑥欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
- 6 ⑦欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
- 7 ⑧欄は、除外職員を除く職員の数（⑩(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑦(ハ)欄）の割合を記載すること。
- 8 ⑨欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑧欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合25%未満であるときは0とすること。
- 9 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
- 10 ⑩(ホ)合計欄には⑨欄の数字を記載すること。
- 11 ⑩(ハ)欄には、⑩(ニ)欄の数に⑩(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 13 ⑭欄には、⑩(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑬欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 14 ⑭欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第五号の五を次のように改める。



法第42条の特例に係る地方公共団体の概要

令和 年 月 日現在

A 認定申請地方機関の概要	① 機関の名称		② 任命権者の官職		
	③ 機関の名称		④ 任命権者の官職		
B その他申請機関の概要	⑤ 認定申請地方機関及びその他申請機関における任免関係等（根拠となる法令の条項）				
	⑥ その他申請機関に常時勤務する職員のうち、認定申請地方機関において採用された者の数	(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く)	(ロ) 短時間勤務職員の数	(ハ) 職員の数[⑥のイ+(⑥のロ×0.5)]	
		人	人	人	
C 除外率の設定等	⑦ 認定申請地方機関及びその他申請機関の除外職員総数	(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く)	(ロ) 短時間勤務職員の数	(ハ) 職員の数[⑦のイ+(⑦のロ×0.5)]	
		人	人	人	
	⑧ 認定申請地方機関及びその他申請機関の旧除外職員総数	(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く)	(ロ) 短時間勤務職員の数	(ハ) 職員の数[⑧のイ+(⑧のロ×0.5)]	
		人	人	人	
⑨ 基準割合	%	⑩ 特例の認定後に適用される除外率		%	
D 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の採用状況	⑪ 職員の数	(イ) 常時勤務する職員の数(短時間勤務職員を除く)	認定申請地方機関	その他申請機関	合計
			人	人	人
		(ロ) 短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ハ) 職員の総数[⑪のイ+(⑪のロ×0.5)]	人	人	人
		(ニ) 除外職員以外の職員の総数	人	人	人
		(ホ) 除外率	%	%	%
	(ヘ) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 [⑪のニ-(⑪のホ)]	人	人	人	
	⑫ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	(イ) 重度身体障害者の数	人	人	人
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人
		(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ヘ) 身体障害者の数 [(⑫のイ×2)+⑫のロ+⑫のハ+(⑫のニ+⑫のホ)×0.5]	人	人	人
		(ト) 重度知的障害者の数	人	人	人
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人
		(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ニ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人
		(7) 知的障害者の数 [(⑫のト×2)+⑫のチ+⑫のリ+(⑫のヌ+⑫のル)×0.5]	人	人	人
		(ワ) 精神障害者の数	人	人	人
(カ) 精神障害者である短時間勤務職員の数		人	人	人	
(コ) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	人	人	人		
(ク) 精神障害者の数 [⑫のワ+⑫のカ+(⑫のヨ×0.5)]	人	人	人		
⑬ 計 [⑫のヘ+⑫の7+⑫のク]	人	人	人		
⑭ 実雇用率 (⑬/⑪のヘ×100)	%	%	%		
⑮ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数[(⑪のヘ×法定雇用率)-⑬]	人	人	人		

様式第5号の5（裏面）

〔注意〕

- ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第42条の特例の認定を申請する地方公共団体の機関（以下「認定申請地方機関」という。）の名称を記載すること。
- ③欄には、①欄の認定申請地方機関以外の地方公共団体の機関であって、当該認定申請地方機関とともに法第42条の特例の認定を申請する機関（以下「その他申請機関」という。）の名称を記載すること。
なお、3つ以上の機関等について同時に特例認定の申請を行う場合は、B欄及びD欄のその他申請機関にかかる欄については、各機関ごとの内訳を記載すること（3つの機関と特例認定の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。
- ⑤欄には、認定申請地方機関とその他申請機関の職員（任命権者を含む。）の任免関係等を記載するとともに、括弧内にその根拠となる法令の条項を記載すること。

（記載例）

- ①欄に知事部局、③欄に都道府県教育委員会を記載した場合
知事→教育委員会の委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）
教育委員会→

教育長（同法第16条）	┌	事務局職員（同法第19条第7項）
		所管教育機関の職員等（同法第23条第3号、第34条）
 - ①欄に知事部局、③欄に地方公営企業を記載した場合
知事→管理者（地方公営企業法第7条の2第1項）
管理者→職員（同法第9条第2号）
 - ①欄に市長部局、③欄に一部事務組合を記載し、当該市長が当該一部事務組合の管理者を兼ねている場合
市長＝管理者（〇〇事務組合同規約第〇条第〇項）
管理者→職員（同規約第〇条第〇項）
- ⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑧(イ)欄、⑪(イ)欄並びに⑫(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
 - ⑥(ロ)欄、⑦(ロ)欄、⑧(ロ)欄、⑪(ロ)欄並びに⑫(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄には、法第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
 - ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑧(ハ)欄、⑪(ハ)、(ニ)及び(ヘ)欄、⑫(ハ)、(フ)及び(ク)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
 - ⑥欄には、①欄の認定申請地方機関において任命された職員のほか、地方自治法第252条の17の規定に基づき当該認定申請地方機関から③欄のその他申請機関へ派遣されている職員、当該認定申請地方機関を退職し現在は当該その他申請機関の職員であるものの一定期間勤務後は当該認定地方機関の職員として再び任命される見込みである職員等事実上当該認定申請地方機関において任免を行っている職員を含んだ数を記載すること。
 - ⑦欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
 - ⑧欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
 - ⑨欄は、除外職員を除く職員の数（⑪(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑧(ハ)欄）の割合を記載すること。
 - ⑩欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑨欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合が25%未満であるときは0とすること。
 - ⑪(ニ)欄には、⑪(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
 - ⑪(ホ)合計欄には⑩欄の数字を記載すること。
 - ⑪(ハ)欄には、⑪(ニ)欄の数に⑪(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑪(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
 - ⑭欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
 - ⑮欄には、⑪(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑬欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
 - ⑮欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
 - 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第六号を次のように改める。



障害者雇用状況報告書

令和 年 月 1日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A 事業主	(ふりがな) 法人名称	住所 法人にあっては 主たる事業所の所在地 (TEL. — —)	① 事業の種類	産業分類	② 事業所の数							
	(ふりがな) 氏名又は代表者氏名											
	③ 法人番号											
B 雇用の状況	区分	合計					C 事業所別の内訳					
	④ 適用事業所番号						—	—	—	—	—	—
	⑤ 事業所の名称											
	⑥ 事業所の区分 1 特例子会社に含まれる事業所 2 指定数労働者派遣A型事業所 3 上記1及び2以外											
	⑦ 事業所の所在地											
	⑧ 事業の内容											
	⑨ 除外率						%	%	%	%	%	%
	⑩ 常用雇用労働者の数											
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(ハ) 常用雇用労働者の数 【(イ)+(ロ)×0.5】	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数											
(a) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ロ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ニ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ホ) 知的障害者の数 【(a)×2+(イ)+(ロ)×0.5】	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ヘ) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(イ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ロ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ハ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ニ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ホ) 知的障害者の数 【(イ)×2+(イ)+(ロ)×0.5】	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ヘ) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(イ) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
(ホ) 精神障害者の数 【(イ)+(ロ)×0.5】	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
⑫ 計 【⑪の(イ)+(ホ)+(イ)+(ホ)】	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
⑬ 実雇用率 (⑫/⑩)×100						%	⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 【(⑩)×法定雇用率-⑫】					
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数												
視覚障害者 (第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
音声・言語・そしやく機能障害者 (第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
肢体不自由者 (第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
内部障害者 (第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
E 障害者雇用推進者	氏名	氏名	F 記入担当者	氏名								

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

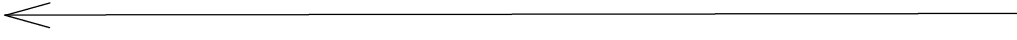
安定所 処理欄

様式第6号 (裏面)

[注意]

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、法第44条の特例における子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。)の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 5 ⑧欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑨欄には、⑧欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 ⑩(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ニ)、(フ)及び(ロ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 8 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を⑩(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑩(ハ)及び(ニ)欄、⑪(ス)、(セ)及び(ネ)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 10 ⑪欄及び⑫欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 10-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、⑪(リ)欄に重度身体障害者、⑪(ヨ)欄に重度知的障害者、⑪(ヲ)欄に精神障害者の数をそれぞれ記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 10-3 ⑩(ロ)欄、⑪(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(ク)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 11 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ⑭欄には、⑩(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑫欄の数を控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5、特殊法人(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。)にあつては100分の2.8であること。
- 13 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。
- 14 E欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任される者をいうもので

様式第六号の二(1)を次のように改める。



障害者雇用状況報告書
(法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別)

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。		令和 年 月 日		公共職業安定所長 殿					
A 親事業主	(ふりがな) ① 法人名称	③ 主たる事務所の所在地	〒	—	④ 事業の種類	産業分類	⑤ 事業所の数		
	(ふりがな) ② 氏名又は代表者氏名		(TEL)	—				—	
	⑥ 法人番号								
	⑦ 特例子会社又は関係会社の別 1: 特例子会社 2: 関係会社								
B 会社名	(ふりがな) ⑧ 法人名称	⑩ 主たる事務所の所在地	〒	—	⑪ 事業の種類	産業分類	⑫ 事業所の数		
	(ふりがな) ⑨ 氏名又は代表者氏名		(TEL)	—				—	
	⑬ 法人番号								
C 雇用の状況	区分	合計	D 事業所別の内訳						
	⑭ 適用事業所番号		—	—	—	—	—	—	—
	⑮ 事業所の名称								
	⑯ 事業所の区分 1 特例子会社に含まれる事業所 2 指定就労継続支援A型事業所 3 上記1及び2以外								
	⑰ 事業所の所在地								
	⑱ 事業の内容								
	⑲ 除外率		%	%	%	%	%	%	%
	⑳ 常用雇用労働者の数								
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ニ) 法定雇用労働者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
	㉑ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数								
	(イ) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(イ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 身体障害者の数 [(イ)+(ハ)+(ニ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	人
(イ) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 知的障害者の数 [(イ)+(ハ)+(ニ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 精神障害者の数 [(イ)+(ハ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	人	
㉒ 計 [⑳+(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	人	
㉓ 実雇用率 (㉒/㉑)×100		%							
㉔ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(㉑)×法定雇用率]-㉒	人								
E 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数									
視覚障害者(第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者(第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	
障害又は言語・音声・話し方や機能障害者(第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	
肢体不自由者(第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	
内部障害者(第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人	

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

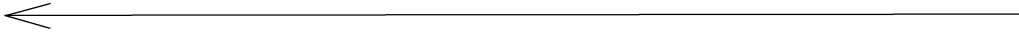
安定所
処理欄

様式第6号の2(1) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別業とすること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ④欄及び⑪欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ⑤欄及び⑫欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑦欄には、実際の雇用主が、特例子会社である場合には「1」を、関係会社である場合には「2」を記載すること。
- 8 ⑩欄には、特例子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 9 ⑬欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 10 ⑭欄には⑬欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 11 ⑳(イ)欄並びに㉑(ホ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(レ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 12 ㉑(ニ)欄には、㉑(ハ)欄の数に⑭欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を㉑(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 13 ㉑(ハ)及び㉑(ニ)欄、㉑(ヌ)、(タ)及び(ネ)欄並びに㉒欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ㉑欄及び㉒欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 14-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ㉑(リ)欄に重度身体障害者、㉑(ロ)欄に重度知的障害者、㉑(リ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 14-3 ㉑(ロ)欄、㉑(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(リ)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 15 ㉓欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 16 ㉔欄には、㉑(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉒欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.5であること。
- 17 E欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第六号の二(2)を次のように改める。



障害者雇用状況報告書
(法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体)

令和 年 月 日現在



障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記の通り報告します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

A	(ふりがな)																					
	① 法人名称													③ 主たる事務所の所在地	〒		— —					
	(ふりがな)														(TEL — —)							
	② 氏名又は代表者氏名																					
④ 法人番号																						
B	区 分		合 計		C 事業主ごとの内訳																	
	⑤ 適用事業所番号		— —		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑥ 親事業主・特例子会社・関係会社の別																					
	⑦ 名称及び代表者の氏名																					
	⑧ 主たる事務所の所在地																					
	⑨ 常用雇用労働者の数																					
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ニ) 法定雇用労働者の算定の基礎となる労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	⑩ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数																					
	(イ) 重度身体障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ヘ) 身体障害者の数 [(イ×2)+(ロ×0.5)]		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(イ) 重度知的障害者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ハ) 重度知的障害者である短時間労働者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ニ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ホ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ヘ) 知的障害者の数 [(イ×2)+(ロ×0.5)]		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(イ) 精神障害者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ロ) 精神障害者である短時間労働者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ハ) 精神障害者である特定短時間労働者の数		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
(ニ) 精神障害者の数 [(イ)+(ロ×0.5)]		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
⑪ 計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
[⑩のイ+⑩のロ+⑩のハ]		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
⑫ 実雇用率																						
(⑪)/(⑩)×100																						
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑩)×法定雇用率]-⑪																						
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数																						
視覚障害者 (第1号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
肢体不自由者 (第4号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
内部障害者 (第5号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
E 障害者雇用推進者		役職名	氏名											F 記入担当者	所属部署名			氏名				

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

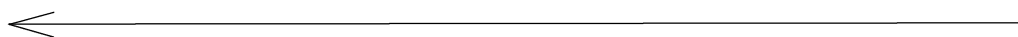
安定所	
処理欄	

様式第6号の2(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑦欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑧欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑥欄については、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない親事業主の場合は「1」を、A型事業所を含む親事業主の場合は「2」を、特例子会社の場合は「3」を、A型事業所を含まない関係会社の場合は「4」を、A型事業所を含む関係会社の場合は「5」を記載すること。
この際、親事業主、特例子会社、A型事業所を含まない関係会社、A型事業所を含む関係会社の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ニ)、(フ)及び(イ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の2(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑳欄から㉔欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(ス)、(セ)及び(ネ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 8 ⑩欄及び⑪欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ⑩(リ)欄に重度身体障害者、⑩(ロ)欄に重度知的障害者、⑩(ツ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 8-3 ⑨(ロ)欄、⑩(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(リ)欄には特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第六号の三(1)を次のように改める。



障害者雇用状況報告書
(法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業主別)

令和 年 月 1日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。		令和 年 月 日		公共職業安定所長 殿				
A 親事業主	(ふりがな) ① 法人名称	③ 主たる事務所の所在地	〒	—	④ 事業の種類 産業分類	⑤ 事業所の数		
	(ふりがな) ② 氏名又は代表者氏名		(TEL)	—			—	
	⑥ 法人番号							
B 関係子会社	(ふりがな) ⑦ 法人名称	⑧ 主たる事務所の所在地	〒	—	⑩ 事業の種類 産業分類	⑪ 事業所の数		
	(ふりがな) ⑧ 氏名又は代表者氏名		(TEL)	—			—	
	⑫ 法人番号							
C 雇用の状況	区分	合計	D 事業所別の内訳					
	⑬ 適用事業所番号		—	—	—	—	—	—
	⑭ 事業所の名称							
	⑮ 事業所の区分 1 指定就労継続支援A型事業所 2 上記1以外							
	⑯ 事業所の所在地							
	⑰ 事業の内容							
	⑱ 除外率		%	%	%	%	%	%
	⑲ 常用雇用労働者の数							
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
⑳ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数								
(a) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ホ) 身体障害者の数 [(a×2)+(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
(ヘ) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ヘ) 知的障害者の数 [(a×2)+(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
(ト) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ト) 精神障害者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
㉑ 計 [(a)+(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
㉒ 実雇用率 (㉑)÷(㉒)×100	%							
㉓ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(㉒)×法定雇用率]-㉑	人							
E 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数								
視覚障害者(第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者(第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	
肢体不自由者(第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	
内部障害者(第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

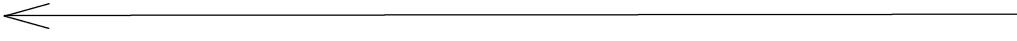
安定所 処理欄

様式第6号の3(1) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の2の特例における関係子会社（以下単に「関係子会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ④欄及び⑩欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ⑤欄及び⑪欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑮欄には、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）の場合は「1」を、それ以外の事業所である場合は「2」を記載すること。
- 8 ⑰欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 9 ⑱欄には、⑰欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 10 ⑲(イ)欄並びに⑳(ホ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(リ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 11 ⑲(ニ)欄には、⑲(ハ)欄の数に⑱欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑲(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ⑲(ハ)及び(ニ)欄、⑳(ス)、(セ)及び(ネ)欄並びに㉑欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 13 ㉒欄及び㉓欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 13-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ㉒(リ)欄に重度身体障害者、㉒(ロ)欄に重度知的障害者、㉒(ヲ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 13-3 ⑲(ロ)欄、㉒(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(リ)欄には特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 14 ㉔欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ㉕欄には、⑲(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉔欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5であること。

様式第六号の三(2)を次のように改める。



□□□□□□ □□□□□□ □□□□□□

障害者雇用状況報告書
(法第45条の2の認定を受けた事業主用、グループ全体)

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A 親事業主	(ふりがな)		③ 主たる事務所の所在地	〒							
	① 法人名称										
	(ふりがな)			(TEL) - - - - -)							
	② 氏名又は代表者氏名										
	④ 法人番号										
B 雇用の状況	区分	合計	C 事業主ごとの内訳								
	⑤ 適用事業所番号		-	-	-	-	-	-	-	-	
	⑥ 親事業主・関係子会社の別										
	⑦ 名称及び代表者の氏名										
	⑧ 主たる事務所の所在地										
⑨ 常用雇用労働者の数											
(d) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(e) 短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(v) 常用雇用労働者の数 [(d)+(e)×0.5]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(c) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
⑩ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数											
(a) 重度身体障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(v) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(b) 重度身体障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(f) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(i) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(c) 身体障害者の数 [(a×2)+(b)+(f)+(i)×0.5]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(d) 重度知的障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(g) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(j) 重度知的障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(k) 重度知的障害者以外である特定短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(h) 知的障害者の数 [(d×2)+(g)+(j)+(k)×0.5]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(l) 精神障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(o) 精神障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(p) 精神障害者である特定短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(n) 精神障害者の数 [(l)+(o)+(p)×0.5]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
⑪ 計 [(c)+(h)+(n)]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
⑫ 実雇用率 [(⑪)/(⑨)×100]		%									
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑨)×法定雇用率]-⑪		人									
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数											
視覚障害者 (第1号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
音声・言語・そしめく機能障害者 (第3号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
肢体不自由者 (第4号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
内部障害者 (第5号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
E 障害者雇用推進者	役職名	氏名	F 記入担当者	所属部課名							

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

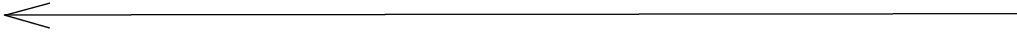
安定所 処理欄

様式第6号の3(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の2の特例における関係子会社（以下単に「関係子会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑦欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑧欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑥欄については、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない親事業主の場合は「1」を、A型事業所を含む親事業主の場合は「2」を、A型事業所を含まない関係子会社の場合は「3」を、A型事業所を含む関係子会社の場合は「4」を記載すること。
この際、親事業主、A型事業所を含まない関係子会社、A型事業所を含む関係子会社の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ニ)、(フ)及び(ロ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の3(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑨欄から⑪欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(ヌ)、(タ)及び(ネ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 8 ⑩欄及び⑪欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ⑩(リ)欄に重度身体障害者、⑩(ヨ)欄に重度知的障害者、⑩(ウ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 8-3 ⑨(ロ)欄、⑩(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(リ)欄には特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.5であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第六号の四(1)を次のように改める。



障害者雇用状況報告書
(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別)

令和 年 月 1日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。		令和 年 月 日		公共職業安定所長 殿		
A 事業協同組合等	(ふりがな) ① 法人名称	③ 主たる事務所の所在地	〒 ー ー		④ 事業の種類 産業分類	
	(ふりがな) ② 氏名又は代表者氏名		(TEL ー ー)			
	⑥ 法人番号					
B 特定事業主	(ふりがな) ⑦ 法人名称	⑨ 主たる事務所の所在地	〒 ー ー		⑩ 事業の種類 産業分類	
	(ふりがな) ⑧ 氏名又は代表者氏名		(TEL ー ー)			
	⑫ 法人番号					
C 雇用の状況	区分	合計	D 事業所別の内訳			
	⑬ 通用事業所番号	/	ー	ー	ー	ー
	⑭ 事業所の名称		ー	ー	ー	ー
	⑮ 事業所の区分 1 指定就労継続支援A型事業所 2 上記1以外		ー	ー	ー	ー
	⑯ 事業所の所在地		ー	ー	ー	ー
	⑰ 事業の内容		ー	ー	ー	ー
	⑱ 除外率		%	%	%	%
	⑲ 常用雇用労働者の数					
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	人	人	人
	(ロ) 短時間労働者の数		人	人	人	人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]		人	人	人	人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人	人	人	人
	⑳ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数					
(a) 重度身体障害者の数	人		人	人	人	
(b) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人		
(c) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人		
(d) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人		
(e) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人		
(f) 身体障害者の数 [(a×2)+(b)+(c)×0.5]	人	人	人	人		
(g) 重度知的障害者の数	人	人	人	人		
(h) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人		
(i) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人		
(j) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人		
(k) 知的障害者の数 [(g×2)+(h)+(i)×0.5]	人	人	人	人		
(l) 精神障害者の数	人	人	人	人		
(m) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人		
(n) 精神障害者である特定短時間労働者の数	人	人	人	人		
(o) 精神障害者の数 [(l)+(m)+(n)×0.5]	人	人	人	人		
㉑ 計 [(f)+(k)+(o)]	人	人	人	人		
㉒ 実雇用率 (㉑)/(㉒)×100	%					
㉓ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(㉑)×(法定雇用率)-㉒]	人					
E 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数						
視覚障害者 (第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	
言語・言語・そしなく機能障害者 (第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	
肢体不自由者 (第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	
内部障害者 (第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

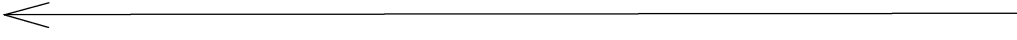
安定所
処理欄

様式第6号の4(1) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の3の特例における特定事業主（以下単に「特定事業主」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。
なお、特定有限責任事業組合の組合員の肩書付名義で労働者と雇用契約を締結した場合は、当該労働者の「実際の雇用主」を当該特定有限責任事業組合とみなすこととする。
- 2 ①欄については、法人格を有していない特定有限責任事業組合についても、組合の名称を記載すること。
- 3 ④欄及び⑩欄には、当該事業協同組合等又は企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 4 ⑤欄及び⑪欄には、当該事業協同組合等又は企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 5 ⑥欄については、特定有限責任事業組合については、記載しないこと。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が事業協同組合等である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑮欄には、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）の場合は「1」を、それ以外の事業所である場合は「2」を記載すること。
- 8 ⑰欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 9 ⑱欄には、⑰欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 10 ⑲(イ)欄並びに⑳(ホ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(リ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 11 ⑲(ニ)欄には、⑲(ハ)欄の数に⑱欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑲(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ⑲(ハ)及び(ニ)欄、⑳(ヌ)、(ト)及び(ネ)欄並びに㉑欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 13 ㉒欄及び㉓欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 13-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ㉒(リ)欄に重度身体障害者、㉒(ロ)欄に重度知的障害者、㉒(ヲ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 13-3 ⑲(ロ)欄、㉑(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(ク)欄には特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 14 ㉑欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ㉓欄には、⑲(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉑欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5であること。
- 16 E欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第六号の四(2)を次のように改める。



□□□□ □□□□□□ □□

障害者雇用状況報告書 (法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等、グループ全体)

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A 事業協同組合等	① 法人名称	③ 主たる事務所の所在地	〒 — — — — —														
	② 氏名又は代表者氏名		(TEL — — — — —)														
	④ 法人番号																
B 雇用の状況	区分		合計		C 事業主ごとの内訳												
	⑤ 適用事業所番号				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	⑥ 事業協同組合等・特定事業主の別																
	⑦ 名称及び代表者の氏名																
	⑧ 主たる事務所の所在地																
	⑨ 常用雇用労働者の数																
	(a) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人		人		人		人		人		人		人		人
	(b) 短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人
	(c) 常用雇用労働者の数 [(a)+(b)×0.5]		人		人		人		人		人		人		人		人
	(d) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人
	⑩ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数																
	(a) 重度身体障害者の数		人		人		人		人		人		人		人		人
(b) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(c) 重度身体障害者である短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(d) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(e) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(f) 身体障害者の数 [(a)+(b)+(c)+(d)+(e)×0.5]		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(g) 重度知的障害者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(h) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(i) 重度知的障害者である短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(j) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(k) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(l) 知的障害者の数 [(g)+(h)+(i)+(j)+(k)×0.5]		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(m) 精神障害者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(n) 精神障害者である短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(o) 精神障害者である特定短時間労働者の数		人		人		人		人		人		人		人		人	人
(p) 精神障害者の数 [(m)+(n)+(o)×0.5]		人		人		人		人		人		人		人		人	人
⑪ 計		人		人		人		人		人		人		人		人	人
⑫ 実雇用率																	
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑩)×(法定雇用率)-⑪]		人		人		人		人		人		人		人		人	人
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数																	
視覚障害者 (第1号に該当する者)		人		人		人		人		人		人		人		人	人
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)		人		人		人		人		人		人		人		人	人
deaf・言語・そしらく機能障害者 (第3号に該当する者)		人		人		人		人		人		人		人		人	人
肢体不自由者 (第4号に該当する者)		人		人		人		人		人		人		人		人	人
内部障害者 (第5号に該当する者)		人		人		人		人		人		人		人		人	人
E 記入担当者	所属部署名	氏名															

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄

様式第6号の4(2) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の3の特例における特定事業主（以下単に「特定事業主」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 ①欄については、法人格を有していない特定有限責任事業組合についても、組合の名称を記載すること。
- 3 ④欄については、特定有限責任事業組合については、記載しないこと。
- 4 ⑥欄については、事業協同組合等の場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない特定事業主の場合は「2」を、A型事業所を含む特定事業主の場合は「3」を記載すること。
この際、事業協同組合等、A型事業所を含まない特定事業主、A型事業主を含む特定事業主の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(リ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の4(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別）」のCの⑨欄から⑪欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(ヌ)、(タ)及び(ネ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 8 ⑩欄及び⑪欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ⑩(リ)欄に重度身体障害者、⑩(ヨ)欄に重度知的障害者、⑩(ヲ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 8-3 ⑨(ロ)欄、⑩(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(ク)欄には特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第六号の六を次のように改める。



親事業主及び子会社の概要

令和 年 月 日現在

A 親事業主の概要	① 氏名又は名称	② 住所又は主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額
B 子会社の概要	⑥ 名称及び代表者の氏名	⑦ 主たる事務所の所在地	⑧ 事業の種類	産業分類番号	⑨ 事業所の数	
C 親事業主の所有する議決権	⑩ 子会社の総株主又は総社員の議決権の数		⑪ ⑩のうち親事業主の所有する議決権の数		⑫ $\frac{⑩}{⑪} \times 100$	
					%	
D 子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況	⑬ 常用雇用労働者の数	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)				人
		(ロ) 短時間労働者の数				人
		(ハ) 常用雇用労働者の数[イ+(ロ×0.5)]				人
	⑭ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数	(イ) 重度身体障害者の数				人
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数				人
		(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数				人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数				人
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数				人
		(ヘ) 重度知的障害者の数				人
		(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者の数				人
		(チ) 重度知的障害者である短時間労働者の数				人
		(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数				人
		(ス) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数				人
		(ル) 精神障害者の数				人
		(ヲ) 精神障害者である短時間労働者の数				人
(ヅ) 精神障害者である特定短時間労働者の数				人		
(カ) 計[イ+ロ+ハ+ニ+ホ+チ+リ+ス+ヅ] × 0.5]				人		
⑮ $\frac{⑭のハ}{⑬のハ} \times 100$			⑯ $\frac{⑭のカ - (⑭のロ + (⑭のニ \times 0.5))}{⑭のカ} \times 100$			
			%			
E 親事業主と子会社の人的関係	⑰ 子会社の役員 の親事業主からの選任状況	(イ) 子会社の役員数	(ロ) (イ)のうち親事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) 親事業主から選任されている役員の氏名、子会社における役職及び略歴	
		人	人	%		
	⑱ 子会社の従業員のうち親事業主から派遣されている者の状況	(イ) 子会社の従業員の総数	(ロ) (イ)のうち親事業主から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) 親事業主から派遣されている者の主な職名	
		人	人	%		
F 子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況	⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別に配慮した施設又は設備の概要					
	⑳ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況					
	(イ) 専任の指導員等の配置状況		(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況			
㉑ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容						

様式第6号の6（裏面）

〔注意〕

- 1 ①欄の名称については、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ③欄及び⑧欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑨欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 親事業主がこの申請に係る子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。）の写し、この申請に係る子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 5 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2（1）（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条又は第45条の特例の認定を受けている者については、当該特例に係る子会社及び関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含む。）を添付すること。
また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（特例会社（現在申請中のものを含む。）及びこの申請に係る子会社に雇用されている労働者に係るものを含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の2（2））に準じて作成した書面を添付すること。
- 6 ⑫欄、⑮欄、⑯欄、⑰（ハ）欄及び⑱（ハ）欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 7 ⑬（イ）欄並びに⑭（イ）、（ロ）、（ハ）、（ト）及び（ル）欄には、短時間労働者の数は含めないこととする。
7-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ⑭（ホ）欄に重度身体障害者、⑭（ヌ）欄に重度知的障害者、⑭（ワ）欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
7-3 ⑬（ロ）欄並びに⑭（ハ）、（ニ）、（フ）、（リ）及び（7）欄には特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 8 ⑬（ハ）欄及び⑭（カ）欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 D欄には、申請日の雇用状況に基づき記載すること。
- 10 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第六号の十を次のように改める。



親 事 業 主 及 び 関 係 子 会 社 の 概 要

令和 年 月 日現在

A 親事業主の概要					
① 名称及び代表者の氏名	② 主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額
⑥ 障害者雇用推進者	(イ) 役職名	(ロ) 氏名			
B 関係子会社の概要					
⑦ 名称及び代表者の氏名	⑧ 主たる事務所の所在地	⑨ 事業の種類	産業分類番号	⑩ 事業所の数	⑪ 直近の事業年度の末日における資本金の額
	(公共職業安定所)				
C 親事業主の所有する議決権					
⑫ 関係子会社の総株主又は総社員の議決権の数	⑬ ⑫のうち親事業主の所有する議決権の数	⑭ $\frac{⑬}{⑫} \times 100$			
				%	
D 関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況					
⑮ 常用雇用労働者の数	⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数				
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(ク) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ケ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数	人
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	(ニ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(セ) 知的障害者数 [(イ×2)+(ロ)+(ク×0.5)]	人
		(ヒ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(シ) 精神障害者数	人
		(ホ) 身体障害者数 [(イ×2)+(ロ)+(ニ+ヒ)×0.5]	人	(ス) 精神障害者である短時間労働者数	人
⑰ ⑮のハ×1.2%		(ト) 重度知的障害者数	人	(セ) 精神障害者数 [(シ)+(ス)×0.5]	人
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(ケ) 計 [(ハ)+(イ)+(ロ)]	人
		(リ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人		
E-1 関係子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況					
⑱ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別な配慮をした施設又は設備の概要					
⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況					
(イ) 専任の指導員等の配置状況	(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況				
⑳ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容					
E-2 関係子会社と他の関係子会社の人的関係又は営業上の関係					
E-2 (1) 人的関係	㉑ 他の関係子会社の役員Bの関係子会社からの選任状況	(イ) 他の関係子会社の役員数	(ロ) (イ)のうちBの関係子会社の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) Bの関係子会社から選任されている役員の氏名、他の関係子会社における役職及び略歴
		人	人	%	
	㉒ 他の関係子会社の従業員のうちBの関係子会社から派遣されている者の状況	(イ) 他の関係子会社の従業員の総数	(ロ) (イ)のうちBの関係子会社から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) Bの関係子会社から派遣されている者の主な職名
		人	人	%	
E-2 (2) 営業上の関係	㉓ Bの関係子会社の直近の事業年度における他の関係子会社に対する発注の実績		㉔ Bの関係子会社の次の事業年度における他の関係子会社に対する発注の見込み		
	千円		千円		

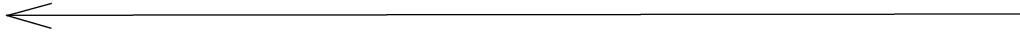
様式第6号の10（裏面）

〔注意〕

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例における関係子会社をいうものであること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ③欄及び⑨欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ④欄及び⑩欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑥欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る関係子会社についても法第78条第1号に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る関係子会社について記載すること。
- 8 ⑧欄の（ ）内には、この申請に係る関係子会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 9 親事業主が当該関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の写し、当該関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 10 ⑭欄、⑰(ハ)欄及び⑳(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑮(イ)欄並びに⑰(イ)、(ロ)、(ト)、(チ)及び(リ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 12 ⑮(ハ)欄並びに⑰(ハ)、(ヘ)、(ケ)及び(レ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 13 ⑯欄には、⑮欄の数に1.2%を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載すること。
- 13-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ⑰(ホ)欄に重度身体障害者、⑰(ル)欄に重度知的障害者、⑰(ヨ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 13-3 ⑮(ロ)欄並びに⑰(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 14 E欄については、関係子会社における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて、E-1又はE-2のいずれかを選択して記入すること。
 - (1) E-2欄については、この申請に係る関係子会社と他の関係子会社との関係について、E-2(1)又はE-2(2)のいずれかを選択して記入すること。
 - (2) ㉓欄については、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の行う業務に関し、当該他の関係子会社に対して発注した実績（受注した関係子会社が複数あるときは発注額の合計額）を記載すること。なお、この申請に係る関係子会社から他の関係子会社に対する発注の実績を証明するもの（当該他の関係子会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等。受注した他の関係子会社が複数あるときは関係子会社ごとの実績を証明するもの。）を添付すること。
 - (3) ㉔欄については、発注計画書を添付すること。
- 15 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号）及びこの申請に係る関係子会社の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2(1)）（法第44条又は法第45条の特例に係る子会社又は関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含み、当該関係子会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の3(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（当該関係子会社に係るすべての特例会社に雇用されている労働者を含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の3(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 16 15において添付する書面において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。
- 17 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第六号の十二を次のように改める。



事業協同組合等及び特定事業主の概要

令和 年 月 日現在

A 事業協同組合等の概要											
① 名称及び代表者の氏名		② 主たる事務所の所在地			③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数				
B 特定事業主の概要											
⑤ 名称及び代表者の氏名		⑥ 主たる事務所の所在地			⑦ 事業の種類	産業分類番号	⑧ 事業所の数				
⑨ 子会社特例認定等の有無		(有 ・ 無)			公共職業安定所						
C 事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況											
⑩ 常用雇用労働者の数		⑪ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数						⑫			
(イ) 常用雇用労働者数	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数	人	$\frac{\text{⑪のカ}}{\text{⑩のハ}} \times 100$	%		
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ニ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数	人	(ヘ) 精神障害者数	人				
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [イ+ロ×0.5]	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ホ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数	人	(ニ) 精神障害者である短時間労働者数	人				
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ヘ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人				
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(ニ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人				
		(ヘ) 重度知的障害者数	人	(カ) 計 [(イ+ロ)×2+ロ+ハ+ト+チ+ル+フ+(ニ+ホ+リ+ヌ+ワ)×0.5]	人						
		(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人								
		(チ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人								
D 事業協同組合等における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況											
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別な配慮をした施設又は設備の概要											
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況											
(イ) 専任の指導員等の配置状況					(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況						
E 特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況											
⑮ 常用雇用労働者の数		⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数									
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数	人	(ニ) 知的障害者数[(イ×2)+チ+(ヌ+ル)×0.5]	人		
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ヘ) 精神障害者数	人	(ニ) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [イ+ロ×0.5]	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ト) 精神障害者数	人	(ヘ) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ト) 精神障害者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
		(ヘ) 身体障害者数[(イ×2)+ロ+ハ+(ニ+ホ)×0.5]	人	(ト) 精神障害者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
		(ト) 重度知的障害者数	人	(ト) 精神障害者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
		(フ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(ト) 精神障害者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
		(リ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人	(ト) 精神障害者数	人	(ト) 精神障害者である短時間労働者数	人	(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人		
F 事業協同組合等と特定事業主の人的関係又は営業上の関係											
F-1 人的関係	⑰ 事業協同組合等の役員の特任事業主からの選任状況	(イ) 事業協同組合等の役員数	(ロ) (イ)のうち特定事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) 特定事業主から選任されている役員の氏名、事業協同組合等における役職及び略歴						
	⑱ 事業協同組合等の従業員のうち特定事業主からの派遣されている者の状況	(イ) 事業協同組合等の従業員総数	(ロ) (イ)のうち特定事業主から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) 特定事業主から派遣されている者の主な職名						
F-2 営業上の関係	⑲ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の実績			⑳ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の見込み							
	千円			千円							

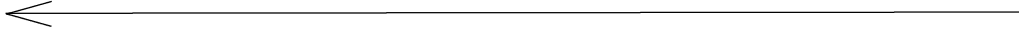
様式第6号の12 (裏面)

[注意]

- 1 「事業協同組合等」及び「特定事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例における事業協同組合等及び特定事業主をいうものであること。
- 2 ③欄及び⑦欄には、当該事業協同組合又は特定事業主の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑧欄には、当該事業協同組合等又は特定事業主に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 B欄には、この申請に係る特定事業主について記載すること。
- 5 ⑥欄の（ ）内には、この申請に係る特定事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 6 事業協同組合等であることを示す書類（事業協同組合等に係る登記簿謄本の写し等）及び特定事業主が当該事業協同組合等に出資しており、雇用促進事業（法第45条の3第1項第3号に規定するものをいう。）に係る共同事業に参加していることを示す書類（組合員名簿等の写し）を添付すること。
- 7 ⑨欄には、この申請に係る特定事業主が子会社特例（法第44条）、関係会社特例（法第45条）、関係子会社特例（法第45条の2）若しくは他の特定事業主特例（法第45条の3）の認定を受けている場合又はこれらの認定に係る子会社、関係会社、関係子会社若しくは特定事業主である場合には「有」に、そうでない場合には「無」に○を付けること。
- 8 ⑩(イ)欄、⑪(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(ル)欄、⑮(イ)欄並びに⑯(イ)、(ロ)、(ト)、(チ)及び(リ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 9 ⑩(ハ)欄、⑪(カ)欄、⑮(ハ)欄及び⑯(ハ)、(ケ)、(ク)及び(レ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ⑪(ホ)欄及び⑯(ホ)欄に重度身体障害者、⑪(ス)欄及び⑯(ル)欄に重度知的障害者、⑪(リ)欄及び⑯(ヨ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 9-3 ⑩(ロ)欄、⑪(ハ)、(ニ)、(チ)、(リ)及び(ク)欄、⑮(ロ)欄並びに⑯(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 10 ⑫欄、⑰(ハ)欄及び⑱(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 F欄については、当該事業協同組合等と当該特定事業主との関係について、F-1又はF-2のいずれかを選択して記入すること。
 - (1) ⑲欄については、当該事業協同組合等の受注（売上げ）の実績を証明するもの（領収書の写し等）を添付すること。
 - (2) ⑳欄については、発注計画書を添付すること。
- 12 当該事業協同組合等の定款、規約等（当該事業協同組合等が障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて徴収に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあるもの）の写しを添付すること。
- 13 直近の6月1日現在における事業協同組合等の障害者雇用状況報告（様式第6号）及びこの申請に係る特定事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号）（常用労働者数が40人未満である場合、新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の4(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者雇用状況報告（様式第6号の4(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 14 法第45条の3第1項第3号の実施計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第六号の十二の次に次の一様式を加える。



障害者雇用相談援助事業者認定申請書

申請年月日 令和 年 月 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)
事業者の氏名又は名称

(ふりがな)
代表者の氏名
住所 〒

電話番号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第24条の2第2項の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

〔注意〕

- 1 「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に本申請書を提出する年月日を記載すること。
- 2 事業主が法人の場合にあっては、「住所」欄については主たる事務所の所在地を、「電話番号」欄については主たる事務所の電話番号を記載すること。
- 3 本申請書に、障害者雇用相談援助事業を行う者として適当であることを示すための、定款及び登記事項証明書並びに対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務又は実務の実績、障害者雇用相談援助事業として実施しようとする具体的な一連の雇用管理に関する相談援助の内容及びその実施体制を記載した書面を添付すること。